

報告第5号

令和5年度つくばみらい市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定に基づき、令和5年度つくばみらい市下水道事業会計予算に定めた経費のうち翌年度に繰り越したものについて、同条第3項の規定により別紙のとおり報告する。

令和6年5月31日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

令和5年度つくばみらい市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明	
						国 県 交付金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金				
1	資本的支出	1	建設改良費	管渠建設事業	10,836,000		10,836,000	4,796,000	3,800,000	2,240,000		国土交通省及び茨城県との協議に不測の日数を要したため
				処理場建設事業	70,707,000		70,707,000	34,307,000	34,000,000	2,400,000		国土交通省及び茨城県との協議に不測の日数を要したため
				雨水事業	21,914,000	12,012,000	9,902,000	4,951,000		4,951,000		国土交通省及び茨城県との協議に不測の日数を要したため
				福岡工業団地第2期地区 関連事業(汚水)	93,547,000	36,600,000	56,947,000	42,709,000	13,400,000	838,000		設計の協議に不測の日数を要したため
				福岡工業団地第2期地区 関連事業(雨水)	135,910,000	52,600,000	83,310,000	56,558,000	21,200,000	5,552,000		設計の協議に不測の日数を要したため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						国 県 交付金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1	下水道事業費用	1 営業費用 処理場事業	16,005,000		16,005,000			16,005,000			機器の製作に不測の日数を要したため